

補助金概要調書

補助金名	障がい者住宅改良費補助金			
所管部課	福祉保健部障がい者支援課 (TEL 23 - 5549 (直通))			
補助対象者	住民税非課税世帯に属する65歳未満の身障手帳1,2級の所持者、または3級で下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)の認定を受けた者若しくは療育手帳Aを受給している障がい者またはその同居者			
補助開始年度	平成12年			
交付目的	介護を要する障がい者の居住環境の整備を促進するとことにより、障がい者の生活の質を高め、在宅生活を支援することを目的とする。			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	2,305千円 (1,153)千円	5,994千円 (5,994)千円	1,688千円 (1,688)千円	3,000千円 (3,000)千円
補助事業の内容	障がい者の在宅生活に資する住宅改良を行う事業			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		4,500千円	
	内補助対象経費		3,000千円	
	補助対象経費の内訳		現に居住している住宅の風呂、便所、玄関、居室その他の箇所の改良及びホームエレベーターの設置に係る工事に要する経費等 申請1件あたり1,000千円	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		補助対象経費の2/3と666,000円とのいずれか少ない額を限度とする。 ただし、米子市重度身体障害者日常生活用具給付等事業による居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費並びに介護保険の住宅改修費の給付を受けた場合は、改修工事に要する経費の額の2/3と533,000円とのいずれか少ない額を限度とする。	
	限度額		(有・無) 666千円	
補助金の財源等	市単独	一般財源	特定財源 ()	
	国県等協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	障がい者の住宅を改修することにより、障がい者が在宅で生活しやすくなる。住宅改良工事が終了した後、住宅を訪問し、実態を確認することにより、補助事業の効果を検証する。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	障がい者の住宅改修をするニーズは常にあるため、終期は設けない。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)	平成18年度より鳥取県市町村交付金対象事業			